相互通行地役権設定契約書

甲土地所有者（以下「甲」という）と、乙土地所有者（以下「乙」という）は、甲乙それぞれの所有する土地の利便性を高めるため、以下の通り地役権設定契約を締結する。

第 1 条（目的）

甲および乙は、自己の土地への車の駐車を円滑にするため、お互い相手方の土地の一部を相互に駐車の為の一時通行の用に供することを合意する。

第 2 条（土地の表示）

1. **甲の土地（要役地兼承役地）**：
   所在地：滋賀県長浜市神照町字花徳寺 752-8, 753-4, 753-8
2. **乙の土地（要役地兼承役地）**：
   所在地：滋賀県長浜市神照町字花徳寺 752-7

※通行部分の詳細については、別添図面（赤枠部分等）の通りとする。

第 3 条（地役権の内容）

1. **通行の目的**：甲乙を含む、その関係者の徒歩および車両（軽自動車・普通乗用車等）による一時通行。
2. **通行の範囲**：別添図面で指定された範囲。
3. **権利の性質**：本権利は、甲乙それぞれの土地に付随するものであり、本契約が解除されるまでは所有権が移転した場合にもその承継人に承継される。

第 4 条（対価・地役権設定料）

本件地役権の設定対価は、相互に土地を提供し合うことを鑑み、**無償**とする。

第 5 条（善良なる管理者の注意義務）

1. 甲および乙は、通行部分に通行の妨げとなる造成高にしたり、工作物を設置したり、駐車したりしてはならない。また、通行部分は常に安全に通行できるよう、善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2. 甲は、甲の土地内の通行範囲および北側避難通路（官有地）との境界区間において、車両通行の妨げとなる壁やフェンス等を設置してはならない。但し、境界明示のための必要最小限の構造物は、この限りではない。

第 6 条（修繕および費用負担）

通行部分の維持管理（舗装の補修、除雪等）に要する費用は、甲乙が折半して負担するものとする。ただし、特定の原因（一方の過失等）により修繕が必要となった場合は、その原因者が全額を負担する。

第 7 条（権利義務の承継）

甲および乙は、本件土地を第三者に譲渡、貸与、または相続させる場合、本契約に基づく一切の権利義務を当該第三者に承継させなければならない。

第 8 条（契約の解除）

今後、甲および乙の双方が本契約の解除に合意した場合には、本契約は解除、無効とする。

第 9 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠実に協議して解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ甲乙各自 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

（乙）住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

別添図面

所在地：長浜市神照町字花徳寺

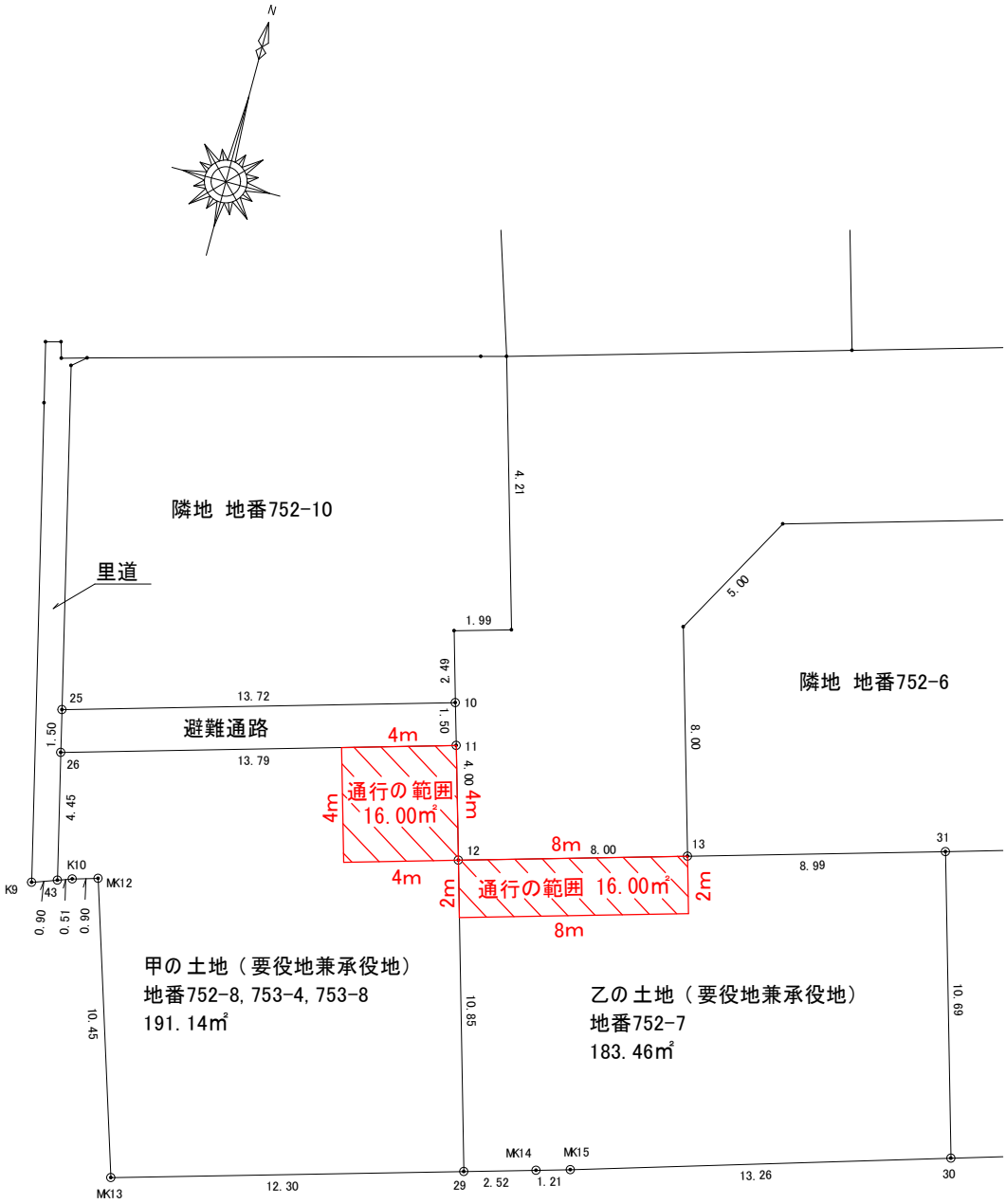

縮尺　S=1:250